

期 間 入 札 の 公 告

令和 8 年 10 月 13 日

福島地方裁判所第一民事部

裁判所書記官 山 岸 和 也

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 11 月 2 日 午前 9 時 00 分から 令和 8 年 11 月 10 日 午後 5 時 00 分まで
開札期日	日 時 令和 8 年 11 月 17 日 午前 10 時 00 分 場 所 福島地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8 年 12 月 8 日 午前 9 時 30 分 場 所 福島地方裁判所第一民事部
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限（民事執行規則 33 条）	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8 年 10 月 13 日から当庁物件明細書等閲覧所に備え置きます。	

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和 8 年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	4,900,000 3,920,000	一括	980,000	35,855	10,894
1	4,400,000				
2	500,000				



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--------------------------------------|
| 1 | 所 在 | 福島市笹谷字堀端 |
| | 地 番 | 1 番 7 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 201.94 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 福島市笹谷字堀端 1 番地 7 |
| | 家屋 番号 | 1 番 7 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 78.66 平方メートル
2 階 33.12 平方メートル |



物 件 明 細 書

令和 8 年 9 月 17 日

福島地方裁判所第一民事部

裁判所書記官 山 岸 和 也

1 不動産の表示

【物件番号 1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号 1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号 2】

本件共有者らが占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意

味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。

5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

1 所 在 福島市笹谷字堀端

地 番 1 番 7

地 目 宅地

地 積 201.94平方メートル

共有者 A 持分3分の2

共有者 B 持分3分の1

2 所 在 福島市笹谷字堀端1番地7

家屋 番号 1 番 7

種 類 居宅

構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建

床 面 積 1階 78.66平方メートル
2階 33.12平方メートル

共有者 A 持分3分の2

共有者 B 持分3分の1



令和 8 年（ケ）第 11 号
令和 8 年 7 月 14 日受理
令和 8 年 8 月 21 日提出

現 況 調 査 報 告 書

福 島 地 方 裁 判 所

執行官 穴 戸 真

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

1 所 在 福島市笹谷字堀端

地 番 1 番 7

地 目 宅地

地 積 201.94 平方メートル

共有者 A 持分 3 分の 2

共有者 B 持分 3 分の 1

2 所 在 福島市笹谷字堀端 1 番地 7

家屋 番号 1 番 7

種 類 居宅

構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建

床 面 積 1 階 78.66 平方メートル

2 階 33.12 平方メートル

共有者 A 持分 3 分の 2

共有者 B 持分 3 分の 1

不動産の表示	「物件目録」のとおり		
住居表示	住居表示未実施		
土地	物件1		
現況地目	☒ 宅地（物件1） ☐ 公衆用道路（物件） ☐ （物件）		
形状	☒ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり ☐		
占有者及び占有状況	☒ 土地共有者 ☐ その他の者 上記の者らが本土地上に下記建物を所有し、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
下記以外の建物（目的外建物）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）		
その他の事項	共有持分は、Aが3分の2、Bが3分の1である 南東側にカーポートが、北西側（物件2の裏）に物置（構築物）が存する		
建物	物件2		
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点が異なる（ ☐ 主である建物 ☐ 附属建物） ☐ 種類： ☐ 構造： ☐ 床面積：		
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある { 種類： 構造： 床面積：		
占有者及び占有状況	☒ 建物共有者 ☐ その他の者 上記の者らが本建物を 居宅（空き家） として使用している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
上記以外の敷地（目的外土地）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）		
その他の事項	共有持分は、Aが3分の2、Bが3分の1である		
執行官保管の仮処	☒ ない ☐ ある [地方裁判所 支部 令和 年（ ）第 号 保管開始日 令和 年 月 日		
土地建物の位置関係	☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ 申立人代理人	1 私は、申立人の代理人弁護士です。 2 申立人は、本件建物に令和7年4月30日まで住んでいましたが、その後富山市に引っ越し、その後は空き家になっています。 3 申立人は、1週間ほど前に入院しており、現地調査に立ち会うことも、物件2の使用状況について確認することもできません。 （7月30日物件所在地で面談し事情聴取）
■ 相手方	1 私は、本件相手方本人です。現在は埼玉県に住んでいるので、現地調査に立ち会うことができません。 2 本件物件の元々の所有者であるCは、私の祖母です。私が本件建物に住んでいたのは3歳までで、それ以降は夏休みやお正月に帰る程度でした。 3 この20年くらいは一度も帰っていないので、現在の物件2がどのような状況であるのかは分かりません。 4 本件建物には、CとAが住んでいましたが、令和3年12月にCが亡くなった際に、Aが持分3分の2を遺贈され、私が残りの3分の1を相続しました。 5 Aとは全く音信不通であり、物件2の鍵も持っていません。 （7月31日物件所在地で面談し事情聴取）

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

執行官の意見

- 1 本件物件の状況は、公図写し、地積測量図、各階平面図、建物図面、土地建物位置関係図、建物間取図及び添付写真のとおりである。
- 2 本件土地に隣接する各土地のうち、東側1番6、北側3番1、3番14及び西側1番9は、いずれも第三者所有の宅地である。また、南側の1番2及び1番8は、Aが持分21分の2、Bが持分21分の1を共有する公衆用道路であり、16番14は、Aが持分21分の2、Bが持分21分の1を共有する雑種地となっている。
- 3 本件物件に関して調査、目視により見分した結果は、次のとおりである。
 - (1) 物件1土地について
 - ア 南東側にカーポートがあり、同箇所は舗装されている。それ以外の箇所は、未舗装の草地であるが、地割れや陥没、擁壁の損傷などは見られなかった。
 - イ 北西側（物件2の裏）に物置（構築物）が存する。
 - ウ 物件1から公道に出るためには、1番8、1番2及び16番14の公衆用道路並びに12番5の雑種地を通行する必要があるため、買受人はこれらの所有者（共有者）らと協議する必要がある。
 - (2) 物件2建物について
 - ア 登記簿上、昭和50年2月に新築された建物であり、外壁を含め、全体的に経年による老朽化が著しい。
 - イ 1階洋室の床の一部に歩くと軋む箇所がある。また、1階東側和室の内壁に一部剥離箇所がある他、1階台所の内壁及び天井の汚れが著しい。
 - ウ 2階廊下の天井板が剥離していて、テープで補修された箇所がある。また、2階和室の建具、内壁及び洋室のカーペットの日焼けが著しい。
 - エ 2階ベランダの床板が全部外されている。
 - オ 室内は既に転居済みであり、目的外動産は1階台所の冷蔵庫、2階洋室にベッドが残置されている程度であった。
- 4 本件建物の占有状況等は、次のとおりであった。
 - (1) 本件建物の門柱に前所有者Cの苗字を示す表札があった。
 - (2) 本件建物の門柱に設置された郵便受け内に、A宛ての郵便物及び令和7年4月28日付けの新聞配達店の口座振替領収書が入ってあった。
 - (3) 申立人代理人の陳述によれば、申立人は令和7年4月30日まで物件2で生活していたが、それ以降富山市に引っ越している。
 - (4) 相手方の陳述によれば、物件2には、祖母であるC及びAが住んでいたが、Cは令和3年12月に亡くなり、その際に本件物件について、持分3分の2をAに遺贈、持分3分の1をBが相続している。
- 5 上記現場の状況、関係人の陳述等から、本件物件は、申立人及び相手方がその持分に基づき、居宅（空き家）の状態で占有しているものと認めた。

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
R 8 年 7 月 1 4 日 (火) : - :	執行官室	福島市役所税務課に対し、固定資産税に関して保有する図面の交付申請書を送付 (7 月 2 4 日受領)
R 8 年 7 月 1 4 日 (火) : - :	執行官室	福島地方法務局に対し、全部事項証明書交付申請を送付 (7 月 2 1 日受領)
R 8 年 7 月 2 1 日 (火) 1 4 : 1 0 - 1 4 : 2 0	物件所在地	物件確認、占有調査、写真撮影
R 8 年 7 月 2 4 日 (金) : - :	執行官室	福島地方法務局に対し、全部事項証明書交付申請を送付 (7 月 3 0 日受領)
R 8 年 7 月 3 0 日 (木) 1 4 : 3 0 - 1 4 : 4 0	執行官室	申立人代理人に対し、電話で事情聴取
R 8 年 7 月 3 1 日 (金) 1 0 : 3 0 - 1 0 : 3 8	執行官室	相手方に対し、電話で事情聴取
R 8 年 8 月 7 日 (金) 1 3 : 3 0 - 1 4 : 2 0	物件所在地	立入調査、占有調査、写真撮影、評価人同行

(特記事項)

☐ 令和 年 月 日

目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

■ 令和 8 年 8 月 7 日

目的物件は不在で施錠されていたので、立会人を立ち合わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。

☐ 令和 年 月 日

目的物件は在宅で解錠されていたが、在宅者に抵抗等の可能性があったため、立会人を立ち会わせた。

☐ 令和 年 月 日

休日・夜間執行許可の提示をした。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり



公図写
(法第14条地図)

N

S=1/500

(座標値種別：図上測定)

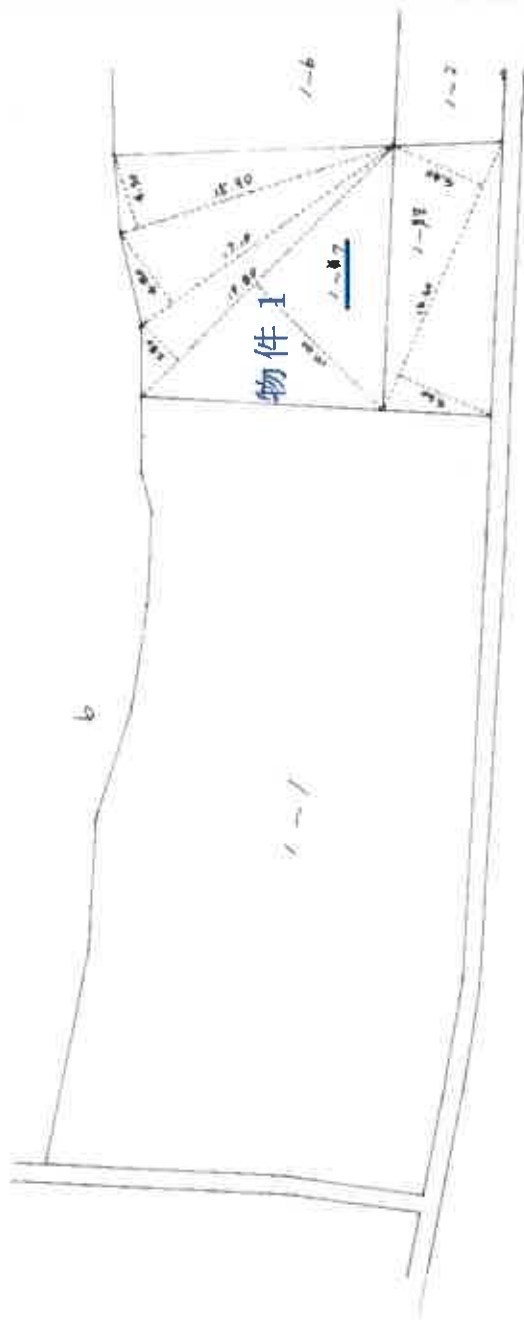
聖院が公表した座標補正パラメータ(touhokutaiheiyouuki2011.par)による修正がされています。

(6 枚目)

地積測量図

地番	1-87, 1-88
土地の所在	福島県福島市大字坂端

地積測量図



水 溝

$$\begin{aligned}
 &1-87 \\
 &19.80 \times (10.00 + 2.80) = 253.64 \\
 &17.10 \times 4.80 = 82.08 \\
 &15.80 \times 4.30 = 68.37 \\
 &\hline
 &28 = 403.99 \\
 &1/2 \times 201.995m^2
 \end{aligned}$$

1-88

$$16.40 \times (5.60 + 5.40) = 1/2 \times 92.20m^2$$

昭和46年12月7日

作成者

土地家屋調査士

申請人

縮尺70%に縮小

(日本土地家屋調査士会連合会用紙)

縮尺 1/300

【複写機により作成】

これは図面の写しである。

令和8年7月27日

福島地方法務局

(7 枚目)

登記年月日：昭和50年3月12日

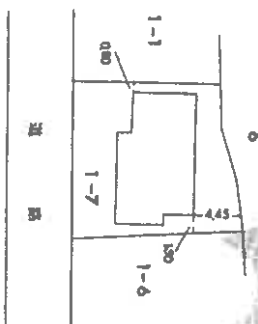
1563742

家 蔵 番 号 1-7

建 物 の 所 在 福島市笹谷字榎増 1-7

物件 2

建 物 図 面



(真 景 写 真)

縮 尺 1/500 1

(日本土地家屋調査士会連合会用紙)

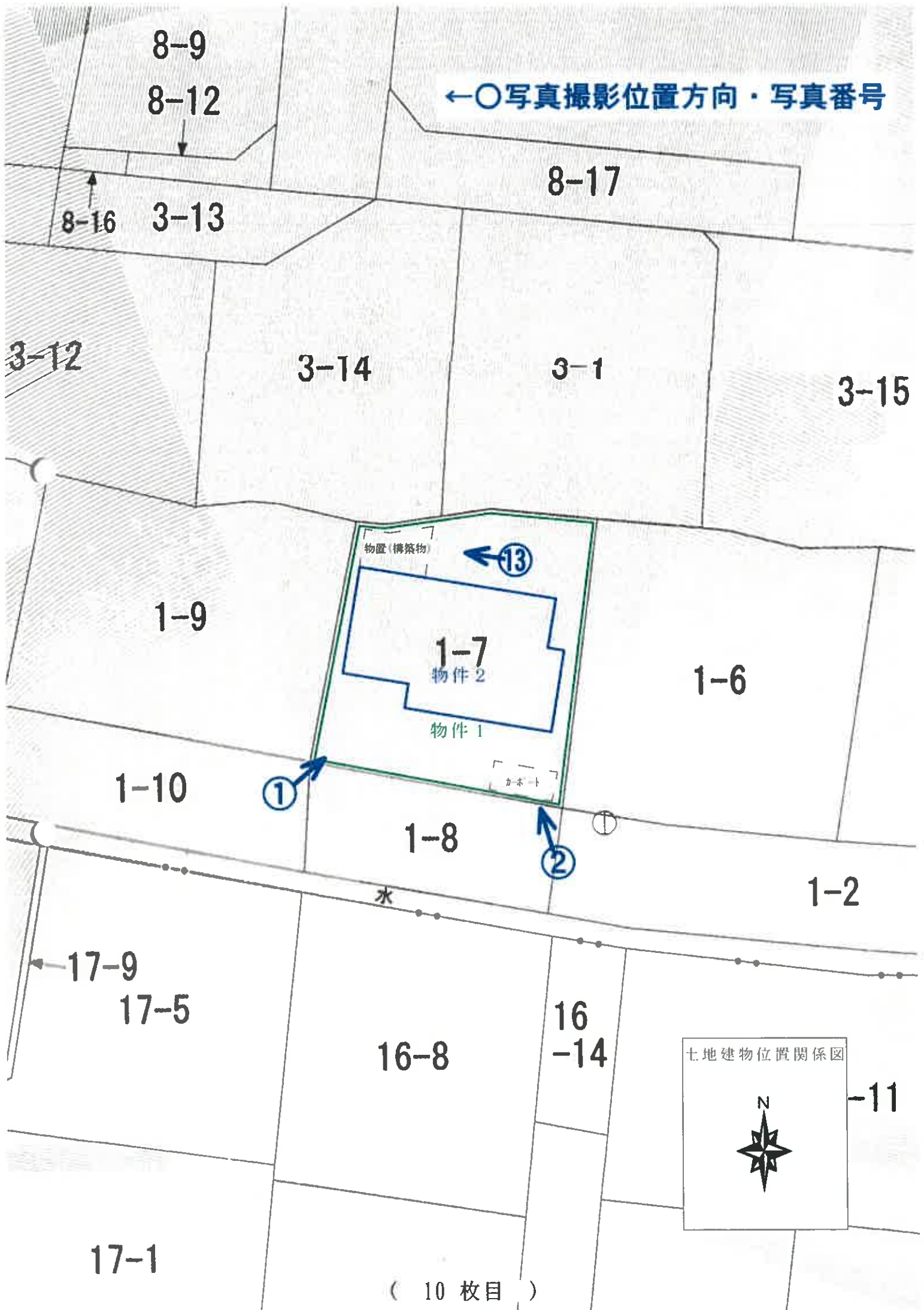
単位はメートル

550.3.12

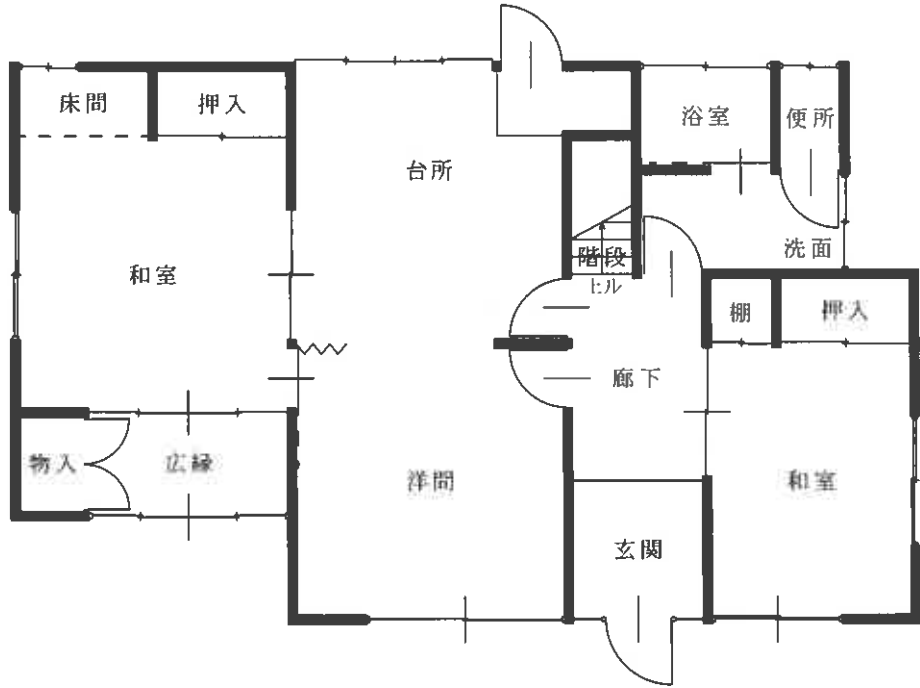
作 業 年 月 日 昭和 50 年 3 月 11 日

作 製 者

申 請 人



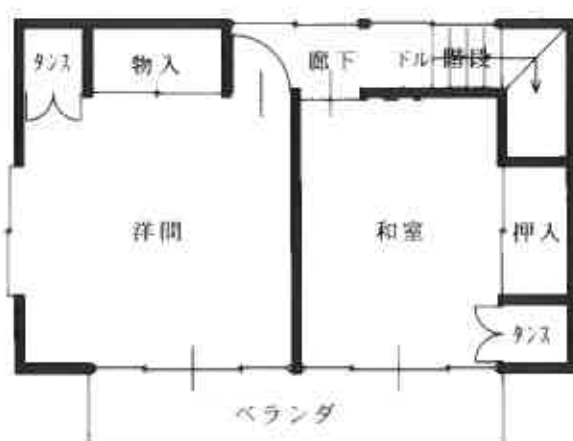
建物間取図
物件 2



1 階



建物間取図
物件 2



2 階

(12 枚目)



物件2



物件1

No. 1

物件2



物件1

No. 2



No. 3

物件2:1階洋室及び台所の状況



No. 4

物件2:1階東側和室の状況



No. 5

物件2:1階西側和室の状況



No. 6

物件2:1階台所の状況



No. 7

物件2:1階浴室の状況



No. 8

物件2:2階和室の状況



No. 9

物件2:2階洋室の状況



No. 10

物件2:2階ベランダの状況



No. 11

物件2:2階廊下天井の状況



No. 12

物件2:1階東側和室の内壁の状況



No. 13

物件1上にある物置(構築物)の状況



No. 14

物件1上にある物置(構築物)の内部

写

令和8年（ケ）第11号
令和8年8月7日現地調査
令和8年8月28日評価

福島地方裁判所第一民事部 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

佐藤 忠信

第1 評価額

一括価格	
金4,900,000円	
内訳価格	
物件1（土地）	金4,400,000円
物件2（建物）	金500,000円

- 1 一括価格は、物件1、2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の内訳価格は、当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所在等	登記	現況 (記載のない事項は登記とほぼ同じ)
1	所在地 地目 地積 共有者 共有者	福島市笹谷字堀端 1番7 宅地 201.94㎡ A 持分3分の2 B 持分3分の1	
2	所在地 家屋番号 種類 構造 床面積 共有者 共有者	福島市笹谷字堀端1番地7 1番7 居宅 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建 1階 78.66㎡ 2階 33.12㎡ A 持分3分の2 B 持分3分の1	
番号	特記事項		
	ない		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位置・交通	福島交通飯坂線「桜水」駅から西方約400m 市立笹谷小学校まで約1.6km 市立信陵中学校まで約1.7km 福島市役所「信陵支所」まで約1.3km スーパー「コープふくしま笹谷店」まで約500m	
付近の状況	県道「福島飯坂線」西側に位置する一般住宅が建ち並ぶ住宅地域である。 最寄り駅やスーパーに近く、概ね良好な居住環境にあるものと観察される。	
主な公法上の規制等	都市計画区分 用途地域 建ぺい率 容積率 防火規制 その他の規制	市街化区域 第1種低層住居専用地域 50% 100% 防火・準防火地域の指定なし 建物の最高高さ10m、外壁後退距離1m、最低敷地面積165㎡の制限あり 周知の埋蔵文化財包蔵地の指定：なし
画地条件	間口約14m、奥行約13m～16m、地積201.94㎡ 形状は概整形、地勢は平坦	
接面道路の状況	南側幅員約6m舗装私道（建築基準法第42条1項5号道路）	
土地の利用状況等	土地所有者が物件2建物を所有し、占有している。 北側、東側、西側は住宅の敷地	
供給処理施設	上水道あり ガス配管なし 下水道あり (注) 供給処理施設における「あり」とは、目的物件の接面道路に該当施設の本管又は私設管（以下、施設管という）が通っており通常の費用で敷地内への引込が出来る状態にあることをいう。「なし」とは、目的物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず敷地内に引込むことが不可能な場合等をいう。「不明」とは、接面道路に施設管は敷設されていないにもかかわらず供給処理施設を利用している場合や、役場での確認事項に疑義がある場合等で将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。	
特記事項	・南東側にカーポート、北西側に物置（構築物）が存する。 ・土地に地割れや陥没等は観察されなかった。 ・福島市が公表する洪水ハザードマップの浸水深区分0.5m未満の区域に含まれている。	

2 建物の概況及び利用状況（物件2）

区 分	主である建物
建築時期及び 耐用年数	建築年月日（登記記載）：昭和50年2月15日新築 経過年数：51年経過 経済的残存耐用年数：満了と判断
仕 様	構 造：木造2階建 屋 根：亜鉛メッキ鋼板葺 外 壁：堅羽目板、タイル張り、合板等 天 井：布クロス、目透し、吸音板、しっくい塗等 内 壁：繊維壁、プリント合板、タイル張り等 床：畳、フローリング、タイル等 設 備：電気、給排水衛生設備等 その他：水洗トイレ
床 面 積 （ 現 況 ）	1階78.66㎡、2階33.12㎡ 計111.78㎡ 登記と概ね合致
現況用途等	現況用途：居宅 間 取 り：別添間取図のとおり
品 等	普通
保守管理の 状 態	やや劣る
建物の利用 状 況	建物所有者が居宅（空き家）として使用している。
特 記 事 項	・築後50年以上経過した建物で、老朽化及び設備の陳腐化が観察され、2階ベランダの床板が取り外されている。 ・継続利用には相応の修繕費用を見込む必要があるものと思料する。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

(1) 物件1 (土地)

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別格差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ
1	45,100	1.06	201.94	0.80	7,720,000

ア 標準画地価格

上記標準画地価格は、次のとおり標準画地と目的物件に類似する標・基準地とを比較し、これに基づいて公示価格等を補修正して試算した価格と均衡が保たれていることから妥当な価格であると判断した。

地価公示価格 福島-20

$$\begin{array}{ccccccc} \text{公示価格等} & & \text{時点修正} & & \text{標準化補正} & & \text{地域格差} & & \text{規準とした価格} \\ 50,700\text{円/㎡} & \times & 100.8 / 100 & \times & 100 / 106 & \times & 100 / 107 & \asymp & 45,100\text{円/㎡} \end{array}$$

◇ 時点修正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇ 標準化補正：画 地 条 件： 106% (方位)

◇ 地域格差：街 路 条 件： 102% (系統)

交通接近条件： 100%

環 境 条 件： 103% (居住環境)

行政的 条 件： 102% (建蔽率・容積率)

格 差 率： 107%

イ 個別格差：

街 路 条 件： 100%

交通接近条件： 100%

環 境 条 件： 100%

画 地 条 件： 106% (方位)

行政的 条 件： 100%

その他の条件： 100%

格 差 率： 106%

ウ 地 積：登記数量

エ 建 付 減 価：建物の築後経過年数等に鑑み、上記の通り建付減価補正を行った。

(2) 物件2 (建物)

目的建物の再調達原価を建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物価格 (円) ア×イ×ウ
2	200,000	111.78	0.02	450,000

ウ 現 価 率 :

- a 経過年数 51年
- b 経済的残存耐用年数 満了(0年)と判断
- c 観察減価及び中古物件の市場性 60%
- d 残価率 5%
- e 現価率 2%

$$e = \left\{ d + (1 - d) \times \frac{b}{a + b} \right\} \times (1 - c)$$

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

(1) 土地利用権等価格

番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等 の及ぶ範囲 イ	土地利用権等割合 ウ		土地利用権等価格 (円) ア×イ×ウ
1	7,720,000	1.00	0.05	場所的利益	390,000

イ 土地利用権等の及ぶ範囲：建物の配置、土地の利用状況を考慮のうえ、物件1の全範囲と判断した。

ウ 土地利用権等割合：土地利用権等を場所的利益と判定し、その割合を5%と査定した。

(2) 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 の控除及び加算 (円) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) イ	占有減 価修正 ウ	市場性 修正 エ	競売市場 修正 オ	評 価 額 (円) (ア+イ)×ウ×エ×オ
1	7,720,000	- 390,000		1.00	0.60	4,400,000
2	450,000	+ 390,000	1.00	1.00	0.60	500,000
一括価格（合計）						4,900,000

ウ 占有減価修正：特になし

エ 市場性修正：特になし

オ 競売市場修正：評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

1 地価公示価格 福島-20

所 在 : 福島市南沢又字松北町3丁目2番5
価 格 : 50,700円/㎡
位 置 : 福島交通飯坂線「上松川」駅まで道路距離で約600m
価 格 時 点 : 令和8年1月1日
地 積 : 217㎡
供給処理施設 : 水道・ガス・下水
接 面 街 路 : 南6m市道
用 途 指 定 等 : 市街化区域
第1種中高層住居専用地域
建ぺい率 60% 容積率 200%
地 域 の 概 要 : 一般住宅が建ち並ぶ区画整然とした住宅地域

2 固定資産税評価額（令和8年度）

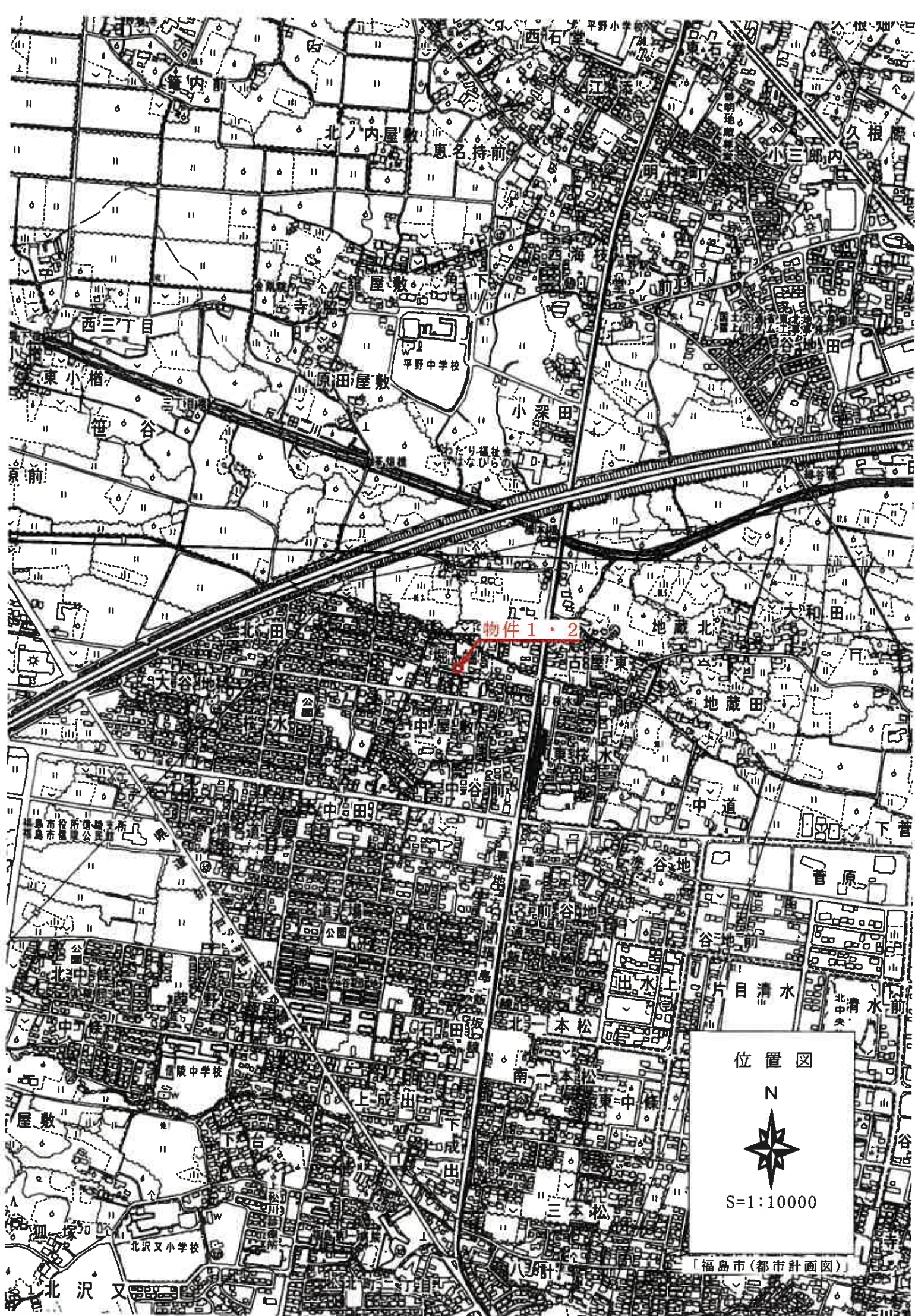
物件1 : 6,361,110円

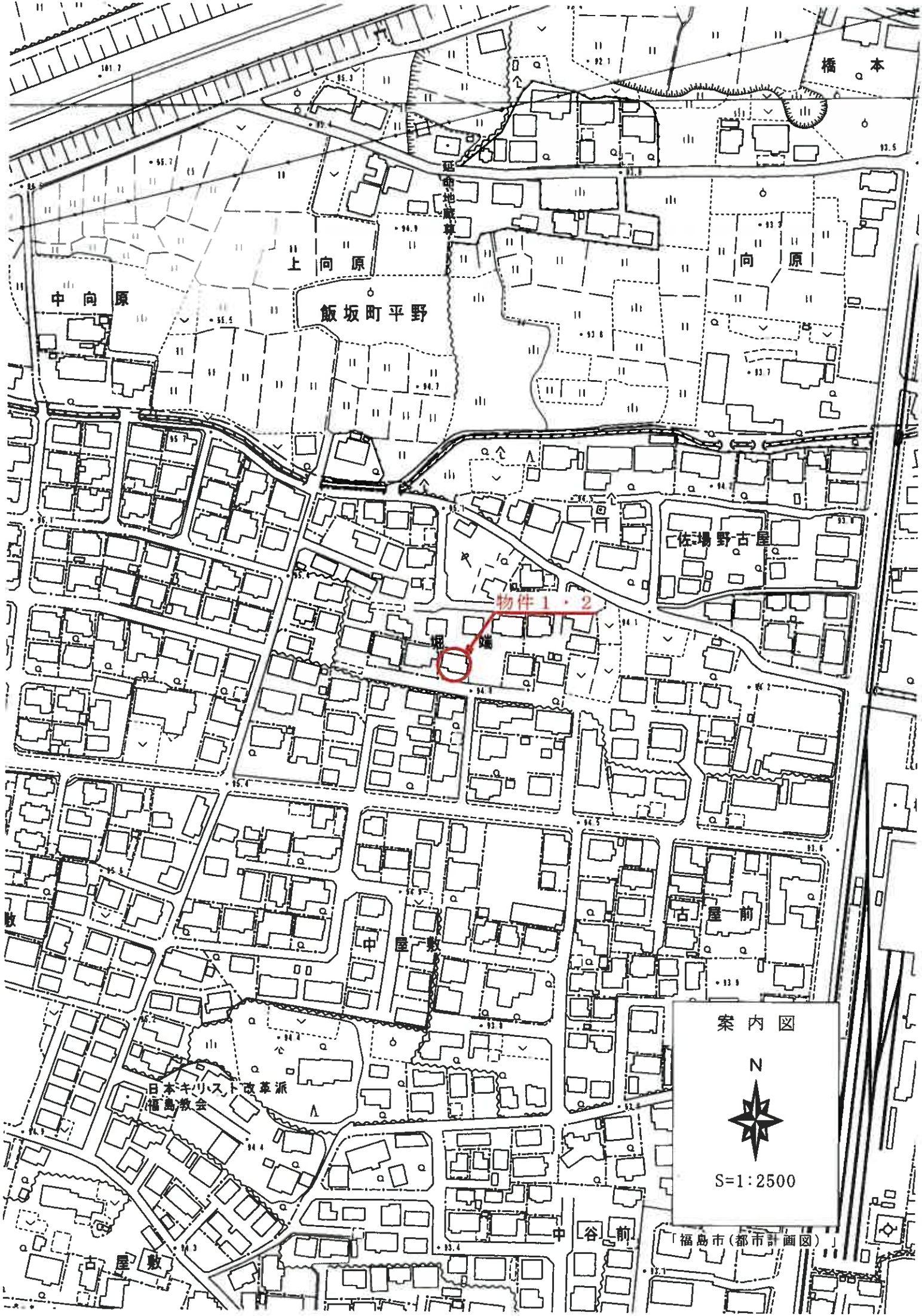
物件2 : 1,490,746円

第7 附属資料

位 置 図
案 内 図
公 図 写
地 積 測 量 図
各階平面図・建物図面写
土地建物位置関係図
建物間取図

以 上





案内図

N



S=1:2500

「福島市(都市計画図)」

14 5-3 36-9 12-17
15 36-10 10-5 水

(座標値種別：図上測定)



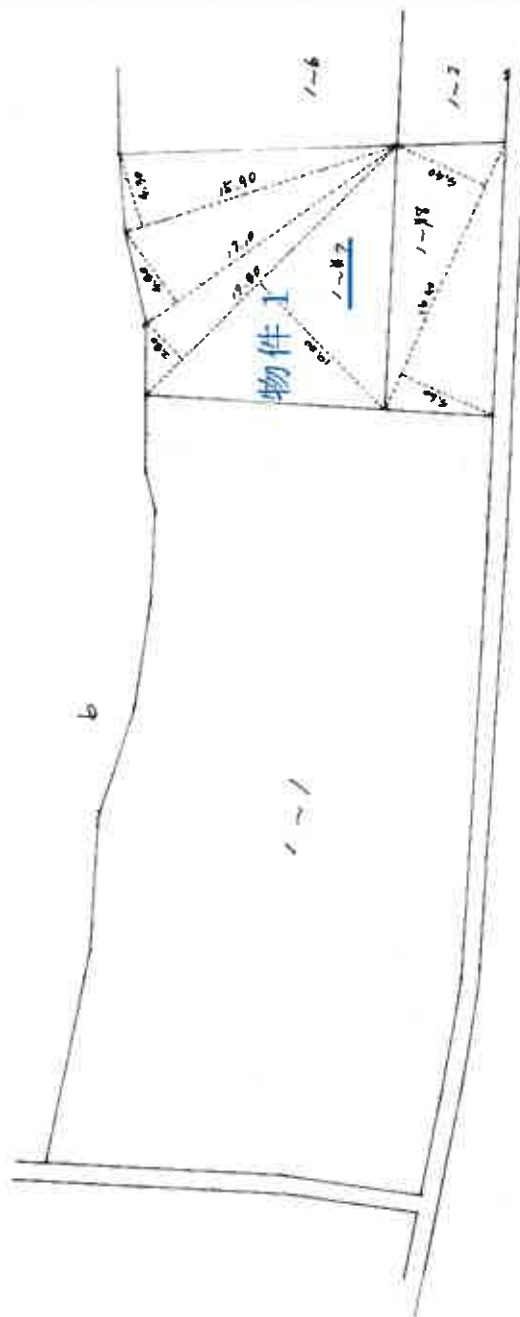
(座標値種別：図上測定)

理院が公表した座標補正パラメータ(touhokutaiheiyouuki2011.par)による修正がされています。

地積測量図

地番	1-97, 1-98
土地の所在	福島市地合字坂端

地積測量図



求積

$$\begin{aligned}
 &1-97 \\
 &19.80 \times (10.00 + 2.00) = 253.44 \\
 &17.10 \times 4.80 = 82.08 \\
 &15.90 \times 4.30 = 68.37 \\
 &\hline
 &\Sigma = 403.89 \\
 &1/2 \times 201.945 \text{ m}^2
 \end{aligned}$$

$$\begin{aligned}
 &1-98 \\
 &16.40 \times (5.60 + 5.40) \times 1/2 = 90.20 \text{ m}^2
 \end{aligned}$$

作製年月日
昭和46年12月7日

作成者

士地家屋調査士

申請人

(日本土地家屋調査士会連合会用紙)

縮尺 1/300

縮尺 1/300

【複写機により作成】

これは図面の写しである。

令和8年7月27日

福島地方法務局

登記年月日：昭和50年3月12日

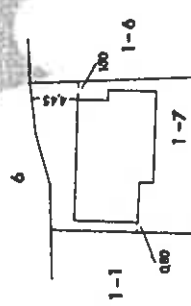
1563742

家屋番号 1-7

建物の所在 福島市笹谷字堀端 1-7

物件 2

建物図面



道路

単位はメートル

(日本土地家屋調査士会連合会用紙)

縮尺 1/500

550.3, 12

昭和50年3月11日

作製年月日

作製者

申請人

登記年月日：昭和50年3月12日

1563743

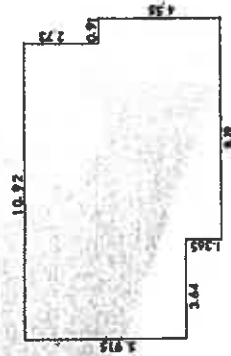
家屋番号

1-7

建物の所在

福島市征谷字柳端1-7

物件2



1 階 求 積

$$5.915 \times 3.64 = 21.5306$$

$$7.28 \times 7.28 = 52.9884$$

$$4.55 \times 0.91 = 4.1405$$

$$\text{床 面 積} \quad 78.66 \text{ m}^2$$

2 階 求 積

$$4.55 \times 7.28 = 33.1240$$

$$\text{床 面 積} \quad 33.12 \text{ m}^2$$

単位はメートル

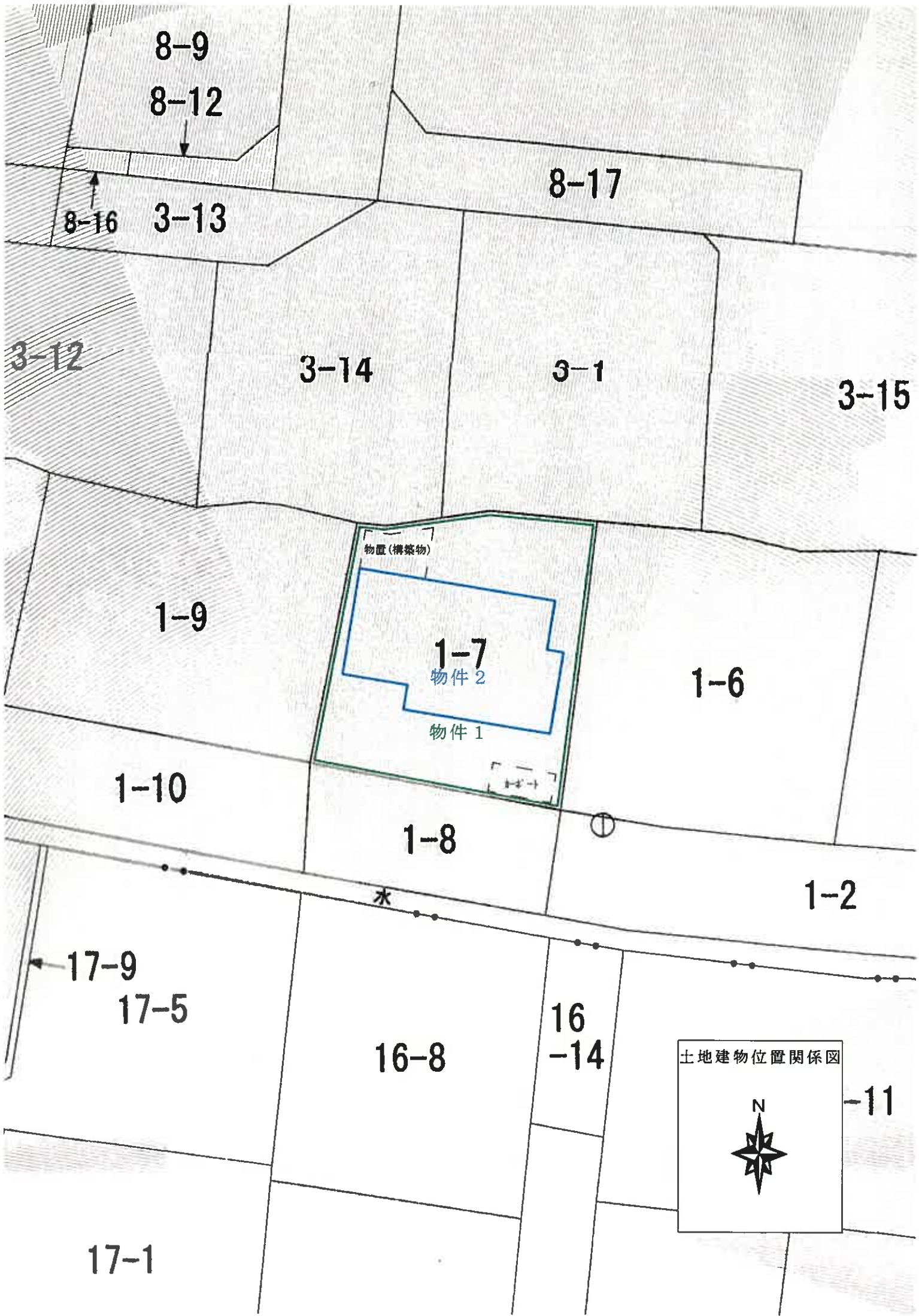
(日本土地家屋調査士会連合会用紙)

縮 尺 1/200

(2/2)

請求番号：8-2

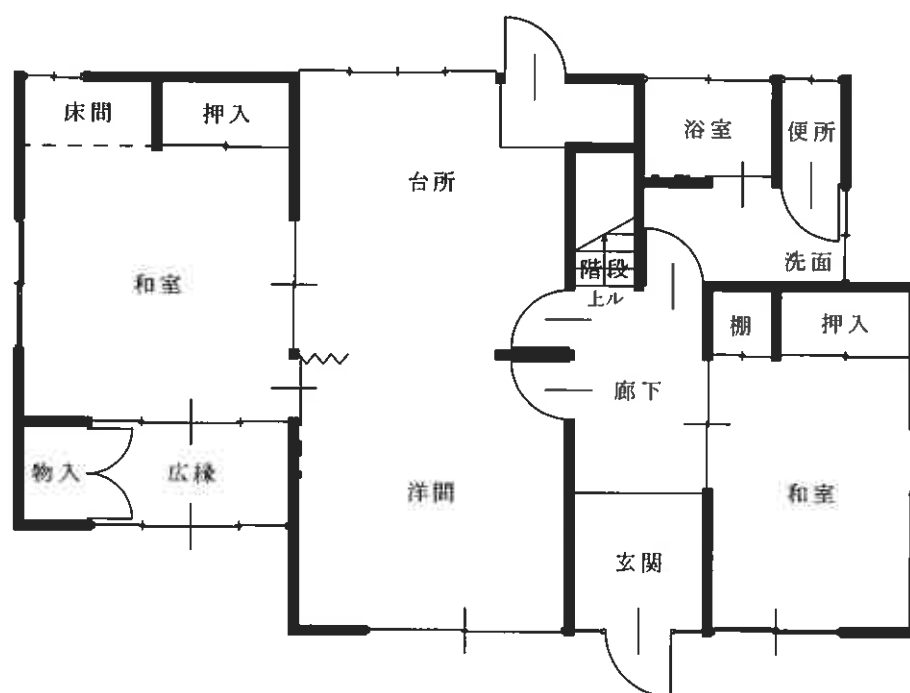
縮尺70%に縮小



土地建物位置関係図



建物間取図 物件 2



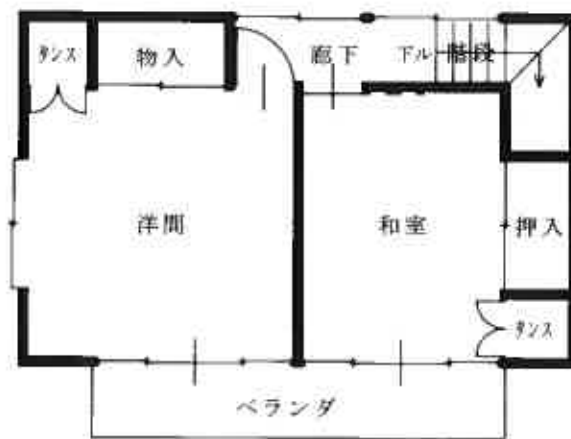
1 階

建物間取図

N



建物間取図
物件 2



2 階

建物間取図

N

